



総八条合第 263 号

平成 26 年 3 月 17 日

関 係 各 位

外務省総合外交政策局ハーグ条約室長



「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣による病院又は診療所の管理者に対する情報提供の求めに関する実施要領」の周知依頼について

本年 4 月 1 日に、我が国について、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）が発効するとともに、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成 25 年法律第 48 号。以下「法」という。）及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成 26 年政令第 11 号。以下「政令」という。）が施行されます。

法第 5 条第 1 項（第 20 条において準用する場合を含む）及び第 15 条第 1 項（第 25 条において準用する場合を含む）並びに政令では、外務大臣が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所の管理者に対し子の住所等及び子の社会的背景に関する情報の提供を求めることができるとされていますところ、その実施要領を別紙のとおり策定しました。つきましては、各病院及び診療所において実施要領に基づいた対応を行って頂けるよう、貴省より周知方お願いします。

付属添付

本信送付先 厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長
厚生労働省年金局事業企画課長

平成28年6月27日

局長 岩田 啓

労働基準局長 岡田 英樹

労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹

労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹

労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹
労働基準局長 岡田 英樹

局長 岩田 啓